

決算審査特別委員会記録

<歳入・総務部・南部東部振興>

開催日時 平成30年10月11日(木) 10:04~12:33

開催場所 第1委員会室

出席委員 10名

松尾 勇臣 委員長

田尻 匠 副委員長

山中 益敏 委員

田中 惟允 委員

小林 照代 委員

清水 勉 委員

中野 雅史 委員

乾 浩之 委員

山本 進章 委員

粒谷 友示 委員

欠席委員 なし

出席理事者 村井 副知事

末光 総務部長

上田 危機管理監

前阪 南部東部振興監

森田 会計管理者(会計局長)

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 議第83号 平成29年度奈良県水道用水供給事業費特別会計剰余金の処分
及び決算の認定について

議第90号 平成29年度奈良県歳入歳出決算の認定について

報第29号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

<会議の経過>

○松尾委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の欠席者はありません。

それでは、日程に従い、歳入、総務部、南部東部振興の審査を行います。

これより質疑に入ります。

その他の事項も含めて質疑等があれば、ご発言をお願いします。

なお、理事者の皆さんには、委員の質疑に対して明確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

それでは、ご発言をお願いいたします。

○粒谷委員 決算審査特別委員会ですから、平成29年2月定例県議会で当初予算を議決させていただいて、その後1年間、行政側で執行された成果がどうだったのか。成果が伴わない場合は、再度予算を計上されることになると思います。そういう意味で、この昨年度の決算を踏まえて、県としてのどのような考え方をお持ちかをお伺いしたいと思います。

○川上財政課長 粒谷委員がお述べになりましたように、決算は来年度予算に向けて大事な取り組みだと考えております。県ではP D C A (Plan-Do-Check-Action) サイクルを回しており、平成29年度の決算の成果ということで、政策推進課を中心に取りまとめをしております。それを踏まえた形で、来年度どういう取り組みが必要かをまずは各部局で考えていただいて、その上で予算要求を財政課に出していただき、P D C A サイクルの中で必要な事業とされたものについて、予算計上していきたいと考えております。以上です。

○粒谷委員 そのとおりですけれども、この決算を見たときに、当然不用額が各所管部局で出てまいります。この不用額については2つの方向があると思いますが、1つは、例えば行政で努力されて、民間では企業努力と言いますが、所期の目的は達成したけれども、方法論によって不用額が出たということもあると思います。これは大変評価をすべき状態だと思います。不用額のもう1つの方向は、相手のある交渉事、例えば用地買収等で用地買収ができなかったため、工事が前へ進めなかったことから生じるものも、当然あるかと思います。そういう意味で、不用額についてどのような認識をお持ちなのか、ご所見を伺いたいと思います。

○川上財政課長 まず、数字のほうから申しますと、4, 839億円で平成29年度決算をさせていただいており、その中で、不用額が254億円発生している状況です。内訳を見ますと、公共事業や災害復旧の部分で不用額が出ている状況ですが、これらの事業は、国の直轄事業へ負担金を拠出したり、国の補助事業を活用して事業を組んでいるところですので、これらの不用額は、国からの配分が本県の予算を下回っていたことや、昨年12月には、台風21号による災害復旧の補正予算を計上させていただきましたが、その後

の国の災害査定の結果減額があったことなどに起因するものです。そのほかには、社会保障関係経費で当初見込んでいた額ほど伸びなかった、執行段階で入札差金が生じたといったこともあります。この辺につきまして、やはり予算編成の過程で情報収集に基づき、しっかりと見込んでいくことが大事だと考えております。我々としても、お認めいただいた予算についてはしっかりと執行していかないとはいけませんので、各部局とも執行方法や、あと粒谷委員がおっしゃったように、きちんと成果があるかどうか。その辺は、先ほど言いましたPDCAサイクルを回しながら検討した上で、来年度予算にしっかりとつなげていきたいと考えております。以上です。

○粒谷委員 年度途中の補正で不用額が生じるのは致し方ないことですので、私はこれについて聞いているのではなく、平成29年2月定例県議会で議決した予算の執行がどうなのかということなのです。その中で、事業ができなかったため不用額が生じた場合、この原因は一体何なのかということがあると思うのですが、大きな一端として、私はマンパワーの不足ではないかという思いがあるのです。そこで、この10年間、行財政改革ということ非常にご努力もいただきましたけれども、おおよそで結構ですけれども、職員数がこの10年間でどのくらい削減されたのですか。

○乾人事課長 済みません、10年間の数字はすぐ出てきませんけれども、もともと行財政改革で職員の定員削減に取り組んできたスタートが平成11年ですが、そこから平成27年まででは、職員数で1,029人、率でいえば20.3%の減員を行ったところなのです。

○粒谷委員 2割が削減されたということですがけれども、職員数が2割減って、仕事量も2割減ったのならばいいですけれども、県民の皆さん方からのご要望、ご意見など、いろいろとニーズが出てきますので、仕事の絶対量は私は変わっていないと思うのです。それどころか、以前よりも、県民の皆さん方からのご要望はたくさん出てきているかもしれません。職員数が減ったことに伴い、コンサルタントなどいろいろなところに外部発注される部分もあると思いますし、それによって、人件費が今までよりコストダウンされるということであれば、これはこれで悪いとは思いませんけれども、特にそれぞれの現場においては、マンパワーの不足で、どうしても予算の執行ができないようなことがあろうかと思うのです。そのようなところの人員的な配分というのは、ご認識ありますか。

○乾人事課長 先ほど申し上げましたように、行財政改革の一端として、職員数を減らしてまいりました。しかしながら、人件費比率は引き続きまだ3割を占めていて、政令市など除きますと、都道府県の中では多いほうから7番目くらいの高位の状況です。しかしな

がら、粒谷委員がお述べのように、主要プロジェクトの推進や地方創生の取り組み、また、住民からの新たなニーズ等々もありますので、それらに積極的に取り組む中では、やはり選択と集中というのが重要ではないかと思っています。真に必要な業務に対しては、必要な人員を配置していくことが重要だと思っています。行政組織は最少の経費で最大の効果を上げるように要請を受けていますので、これからまた来年度向けの組織、定員の調整作業に入らせていただきますけれども、引き続き各部局からの人員要求を精査させていただき、限られた人員の中ですけれども、行政需要に十分対応できるように、真に予算執行に必要な人員については適正に配置していきたいと思っています。以上です。

○粒谷委員 特に、働き方改革の関連法案が成立し、来年の4月から施行されます。そうすると、職員は今までのようには残業できず、働ける時間に限りがあつて、さらに密度が濃くなってきますので、予算の執行に当たって、どうしても無理な状況が出てくると思うのです。そういう意味では、私はもうこれ以上はあまり言いませんけれども、来年度の予算を編成するとき、新規事業も含めて編成するわけですが、現在のマンパワーの状況を見た中で、やはり執行が可能な限りにとどめておかないと、あまりにも多い予算を計上しても、明らかに執行できない状況が出てくるだろうと思うのです。そういう意味では、毎年毎年ずっと慢性的に不用額が出ているところについては、やはり十二分に精査されないとだめだと思うのです。

それから、財政課では当然下から予算要求が上がってきますので、それをカットしていく形でやるのですけれども、現場の声もよく拝聴していただいて、県民の皆さん方が身近な問題で、今、何を望んでおられるかを十二分にご理解いただきたいと思います。特に県民の皆さん方のご要望について、財政的にもお応えできていない部分はたくさんありますので、もっと身近な問題についてもご理解いただければありがたいと思っております。

最後に、この問題については、また荒井知事に総括で質問させていただきますけれども、今年度は荒井知事の任期12年の最終の年度になりました。再度立候補なさるかは別にして、今回はこの12年間の総括的な決算審査特別委員会だと思っております。荒井知事は就任当初から県民の生命を守るということで、医療の充実という一つの大きな成果が出てまいりましたが、今後、奈良県がどういう方向に歩むべきものか、何が足りないのか、どうすれば、より奈良県の行政はステップアップするのかという思いがあります。村井副知事は行政のエキスパートですし、職員出身ですから、過去からのことも十二分にご理解いただいておりますので、今後、奈良県の将来の展望についてはどのように予算を組めば一

番いいのか、村井副知事にもしご所見があれば、お伺いしたいと思います。

○村井副知事 私へご質問いただいた点は、一々ごもつともです。おっしゃられたように、荒井県政になって今で11年半ですけれども、その間、私の感触としては、それまでおられていたもので随分進んだものもあるし、また、さらに進めるものもあるように考えており、医療の充実などはその一つかと思えます。県民の皆様からしたら、まだまだ十分ではない部分があるとは思いますが、私としてはそういう印象を持っております。

施策を進めるに当たっては、荒井知事が常々申し上げているのはエビデンスベースドということで、統計数字に基づいた県政を進めるということです。それから、先ほどの答弁の中にもありましたが、PDCAを大切にすることということで、その中で、粒谷委員がお述べになったようなマンパワーと執行との関係や、県民の声をさらによく聞くこと、現場の声は大切にすることを改めて再認識しながら、進めていきたいと思っております。

今後についてですが、平成30年度当初予算のときに出しております「もっとよくなる奈良県を目指して」の中で、8本の柱で再整理をさせていただいております。

この8本の柱について多少申し上げますと、1本目の柱は、健康寿命日本一を目指し、高齢者、障害者を含む誰もが健やかに過ごせる地域づくりを進めるということで、これについては、今まで例えば、健康長寿基本計画をつくったり、総合型地域スポーツクラブを全市町村で設置するとか、あるいはまほろば健康パークをオープンするようなことをしてきましたけれども、これをさらに進めるということ。新奈良県総合医療センターがことしの5月に開院したことも、ことし4月からの国民健康保険の県単位化も、この柱に絡んだことです。

2本目の柱としては、県民が安全で安心して快適に暮らし続けられる奈良県づくりということで、これについても、3年前に「こどもすくすく・子育ていきいきプラン」をつくりましたので、これを実行していくことが大切だと思っております。それから、災害もたくさん起こっておりますけれども、今、「安全・安心の確保のための奈良県基本計画」の策定等も進めており、来年に向けても同じことだと思えます。

奈良県がおくれている分野の一つとしては、経済の分野がありますけれども、県経済の好循環を目指すということで、働きやすい奈良県づくりをやっておりますけれども、間近に迫っているところでは、JETRO（日本貿易振興機構）の奈良県事務所の誘致があります。

4本目の柱は農林水産業についてですけれども、これには、なら食と農の魅力創造国際

大学校（NAFIC）の開校や、今、進めております森林環境管理制度の見直し、充実ということも入っております。

それから、観光や歴史文化資源の活用、観光産業の充実ということでは、コンベンション施設や、その隣のJWマリオットホテルの進出も実現してきましたし、この奈良市登大路町や吉城園周辺の歴史的資源を生かした空間整備も進めております。また、平城宮跡歴史公園の整備もあります。

今、5本目までの柱まで申し上げましたけれども、全部言っていくと長くなりますので、残り3本の柱である県土マネジメント関係、それから南部東部振興、そして奈良モデルの推進も含めて、来年に向けてもさらに進めていくことになるかと思えます。以上です。

○粒谷委員 この問題については、また総括で荒井知事にお伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。ありがとうございました。

○山本委員 私からは4問を質問させていただきますが、一問一答でさせていただきますので、よろしくをお願いします。

まず初めに、昨年度の予算で新規事業もたくさん予算組みされて、私もその資料を取り寄せましたが、これについて一つ一つお聞きするわけではありませんが、特にきょうの総務部に関しては新規事業は1つしかないということですが、この新規事業を予算化する際の基本的な考え方についてお聞きしたいと思います。

○川上財政課長 先ほど粒谷委員のご質問にお答えさせていただいたように、県ではPDCAサイクルを回しており、その過程で、各分野で明らかになったいろいろな課題が上がってきます。実際に取り組んでいく中で、うまくいっている事業もあれば、なかなかそこまできかないものもある中、既存事業の見直しは適宜行っておりますけれども、課題に対応するために新たな事業で効果が見込まれるものについては、やはり新規事業という形で予算を計上させていただいています。また、そのほかに、今後の取り組みを検討するための調査経費や、全県ではなく、まず一部の地域で、実証実験という言い方が適切かはわかりませんが、一度やらせていただいて、効果が見込まればほかに広げていくというような、今後の取り組みにつなげるための事業についても、新たに予算化をさせていただいています。新規事業にもいろいろなタイプがあるのが正直なところですが、やはり県勢発展のためにどういうふうな取り組みをやっていけばいいのか、そのためには既存のやり方がいいのか、それとも新たな取り組みをやった方がいいのかについて、予算編成のときに、いろいろ各部局とも検討させていただいた上で、新たな取り組みによって課題

が解決できると見込まれるものについては、予算計上させていただいているのが主な考え方です。以上です。

○山本委員 特に聞きたいのは、国庫補助事業や国への負担金のような、国からの流れでの新規事業もあると思いますけれども、県が単独で新規事業を予算化するに当たっては、いろいろな県民からの提案もあれば、職員からの提案もある中で、どのような経緯があり、どのような基準で決めているのかということです。私は議員歴20年になりますが、平成29年度の新規事業でもこれだけある一方で、予算資料でマル新と書かれた新規事業がいつの間にか消えていたりして、どうやってそれを評価しているのか、いつも疑問に思っていたのですけれども、その中で突き詰めていくと、それでは、最初の予算計上時はどうやって決めているのかという疑問に至ったわけです。事業期間については、もちろん短期では終われないと思いますけれども、どれくらいで決めるのか。また、事業費には上限があるのか、逆に、例えば100万円以上のものしか新規には認めないようなことがあるのかなど、事業費の金額的な枠組みについてはどうか。これだけのたくさんの課があって、それぞれの事業がいつの間に消えていく経緯はどうなっているのか、素朴な質問ですがよろしくをお願いします。

○川上財政課長 まず、今、山本委員がおっしゃった新規事業の予算化の際の金額的な枠については、正直に言って、そのようなものがあるわけではなく、最小の費用で最大の効果を上げるために必要な経費はどれくらいかという観点から、金額の面は検討させていただいているところです。

また、山本委員がおっしゃったように、新たな事業の予算化の一方で、廃止される事業もあるのが現実です。それは、先ほど言いましたPDCAサイクルを回す中で、一定の成果が上がった上で次の取り組みに進んでいくということで廃止に至った事業が主かと思っております。

先ほど言いましたように新規事業の予算化に当たっては、やはり県勢発展のためにどういう取り組みが必要かについて、常日ごろPDCAサイクルを回しながら考えておりますので、その中で県民の方のそれぞれの声も各部局に聞いていただき、また、いろいろ統計データに基づいて実施することもあれば、他府県の事例などで、本県でもやっていきたいということで実施することもありますので、一概に基準があるわけではなく、いろいろな経緯があって新規事業を立てているところです。

あと、事業期間については、特にソフト事業については、一応3年をめどに一度見直し

ていただく取り組みを進めているところです。その3年間の成果を見ながら、事業を継続していいものかどうかを判断していく必要があると思いますけれども、財政課としても3年間での見直しを各部局にお願いしていますし、あとは、各部局みずからが、現在の事業ではなく次の取り組みのステップに入っていこうというような形で見直されることもあり、ローリングのような形で事業を実施しているのが現状だと思っております。以上です。

○山本委員 大体わかりましたが、その順序としては、まず各課でいろいろな新規事業を作成して、要は、財政課が統括的にそれを新規事業として認めるかを決めていくわけでしょう。そういう意味で、新規事業は結局これだけたくさん認められているわけですが、財政的に物すごく逼迫していて、だんだん予算をつけにくくなっているということで、認められなかったものもたくさんあると思うのです。県民の要望で、例えば南部地域活性化のための新規事業について、農林部や南部東部振興担当課などで提案して予算要求しても、なかなか財政課で採択されにくいところもあるわけです。だから、私が最終的に言いたいのは、これから来年度、また再来年度に向かって、地域の活性化のためのアイデアがあれば、しっかりとそれを精査して、新規事業としてどんどん前向きに検討をしていただきたいということなのです。議員の我々も、県民の要望を受けて、新規事業を提案していきたいという思いも持っておりますので、そのときは、また担当課に提案をさせていただきます。そうすると、その担当課から財政課へ上がっていく可能性はかなりあると思いますが、やはり地域活性化のため、地方創生のためには、そういう新しいアイデアの事業が県民から出てきたら、どんどん県へ吸い上げて予算化していただくことが物すごく重要だということを、この問題についての最終的な要望とさせていただきます。これで、私からの1問目を終わります。

2問目はふるさと納税について、最近、今はかわりましたけれども野田前総務大臣のときに、国から各地方自治体に厳しい内容の通達が出されました。例えば、大阪府の泉佐野市は寄附額が135億円で全国1位、そして佐賀県も寄附額が多いですけれども、地方自治体によって、ふるさと納税に物すごく取り組んでいるところと、余り取り組んでいないところがあるわけです。県のふるさと納税と市町村のふるさと納税があって、市町村のふるさと納税については、きょうの午後に市町村振興課に聞きますけれども、県におけるふるさと納税についての今までの取り組みの経緯と状況、そして、総務省の通達を受けて、今後どのように考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

○舟木政策推進課長 県のふるさと納税のこれまでの状況ですが、まず、県が受けた寄附

の件数と金額額については、昨年度は寄附の件数は549件で、寄附額は1億1,728万円、平成28年度は寄附の件数は632件、寄附額は1億8,575万円、さらにその前の平成27年度は寄附の件数は647件、寄附額は1億5,442万円です。

また、先ほど山本委員から佐賀県が頑張っているというご指摘もありましたので、都道府県における全国の順位を申し上げますと、昨年度は8位、平成28年度は5位、平成27年度は4位という状況です。いただいた寄附は、寄附者の希望に応じて、例えば医療提供体制の充実、文化財の保存活用、観光の振興などに充てさせていただいております。

返礼品の状況ですが、他の都道府県、市町村と同様に、奈良県でも返礼品を返しており、5,000円以上5万円未満の寄附の方には、大和茶の雁が音や奈良の木でつくった鹿の鍋敷きといったものを、また、5万円以上の寄附の方には、大和牛、ヤマトポークや大和肉鶏等のセットを返礼品として送っております。

今後の取り組みについてですが、奈良県への寄附については県のホームページでもPRをしておりますし、各地の奈良県ご出身の方が集まるような場所に出向いてのPRも行っています。例えば、ふるさと奈良の集いでの呼びかけや、今年度であれば、4月に行われた大阪奈良県人会総会、5月に行われた京都奈良県友会の総会、6月の東京奈良県人会、7月の東海奈良県人会総会においても、寄附のお願いをしているところです。今後も、奈良県のゆかりの方々に積極的に働きかけを行い、一人でも多くの奈良ファンがふえるように、積極的なPRに努めたいと考えております。以上です。

○山本委員 大体の様子はわかりましたけれども、新聞記事によれば、奈良県への寄附額は、今おっしゃられた1億1,700万円程度ですけれども、奈良県民がほかの地方自治体へふるさと納税をしたことによる奈良県の減収は11億円ということで、やはり損得で言えばどうかということです。この上品な奈良県では、ほかの地方自治体のように、寄附金額の3割以上の価値の返礼品を用意して、商売で言えばどんどん売上を上げるような方針はとっておられず、きちんと、金額面でも3割ルールにのっとった、純粋な奈良の特産品を返礼品にしているということで、問題は全くないわけですけれども、せめてほかへの寄附により減収されている11億円分くらいは、やはり奈良県へ寄附していただけるような、言ってみれば、この1億円を11億円にするくらいの目標を持って取り組む必要があるのではないのでしょうか。PRも十分していただいているのですけれども、ただ寄附してくれたらいいというのではなく、お金もうけ云々というのでもありませんが、やはり奈良の特産品を全国に知ってもらうのが目的だと思うのです。奈良県はこれだけの観光立県で

すが、そういう部分では余り特産品がないということで、私の出身の明日香村もそうですけれども、いろいろな品目に力を入れて重点的にやっておられるのですけれども、それらをPRするには、このふるさと納税の返礼品にして、全国から寄附を申し込んでいただくのが物すごく手っ取り早い方法だと思いますので、ぜひこれからも頑張ってくださいと思います。

それでは3問目ですけれども、以前に本会議で質問をした項目で、メンタルヘルスについてです。全国的にもいろいろと取り組みがされるよう、国から通達が来ていますが、先ほど粒谷委員がおっしゃったように、県が事業をしていく上でも、やはりマンパワーが少ないのではないかと。その一つの原因として、メンタル面の不調により休職をしている職員さんがかなりおられるのではないのでしょうか。悲しいかな、最近でも自殺をされた職員さんもおられます。

そういう中で、担当は総務厚生センターか人事課かわかりませんが、今現在、メンタル面での不調により休職をされている人の人数がわかれば、教えていただきたい。また、メンタルヘルスについてのストレスチェックが義務づけられて、民間では、50人以上の従業員がおられるところでは、産業医をつけて、ストレスチェックをして、メンタルヘルス対策を講じなくてはならなくなりましたが、県としてのストレスチェックの取り組みや、今までもそうですけれども、産業医の配置もしっかりとやっているのかどうか。そして、今後、メンタルヘルス対策について、どのように取り組もうとしているのかについてお聞きします。

○小槻総務厚生センター所長 まず最初にお述べのメンタルヘルスの問題で休職している県職員の状況についてですが、平成29年度の知事部局などで、1カ月以上の長期の病気休暇を取得した者の数は、全体で135人であり、そのうちメンタル面での不調による者は61%の82人となっています。

次にご質問いただいた、ストレスチェックを中心としたメンタルヘルス対策については、メンタル面での不調に陥らないための未然予防として、不調の早期発見と早期対応、また復職支援や再発防止など、総合的な対策を進めていくことが必要と考えておりますので、具体的には、職員自身が行うセルフケアのためのストレス対処法講座や、精神科医やカウンセラーによる相談の場を設けるとともに、職場でのラインケアが進むように、管理監督者に向けたメンタルヘルス研修を実施しております。今年度からは、職員がさまざまな相談をしやすいように、新たに「心の相談窓口」を設けたところです。

未然予防の大きな取り組みとしては、山本委員がお述べの労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度も、平成28年度から実施をしております。この制度は、職員が自己のストレスに基づいてセルフケアを行うきっかけとするとともに、職場環境改善につなげて働きやすい職場づくりを進めるというもので、制度開始以来、職員に対する受検の働きかけと、高ストレス者に対する医師面接指導の勧奨に力を入れております。面接者に対しては、産業医等の医師がセルフケアのアドバイス、あるいは専門医療機関への受診勧奨を行うとともに、職場に対しては、就業上の措置について意見を出すことにしております。ストレスチェック結果の集団分析を踏まえた職場環境改善を一層進めていくために、今年度からストレスチェック項目をふやして、実践につなげる研修を充実していくこととしております。このような取り組みを通じて、メンタルヘルス不調による休職者の減少と、生き生きと働ける職場づくりを目指していきたいと考えております。以上です。

○山本委員 今報告いただいた知事部局など全体で135人というのは、どの範囲ですか。教育委員会は含まれますか。

○小槻総務厚生センター所長 知事部局、水道局等の全体で、教育委員会や警察本部は含まれません。

○山本委員 教育委員会や警察本部は入っていないくて135人ということは、各課で1人くらいはいるように思えますが、その辺はどうですか。

○小槻総務厚生センター所長 今、所属の数はきっちりとは把握しておりませんが、135よりはもう少し多いですので、必ずしも1課1人ということはないと思います。

○山本委員 それはそれでいいのですが、そのうちのメンタル面にかかわるものが61%で82人ということで、1人が休職していることによる職場への影響は、その1人分だけではなく、チームワークでの仕事ですので、そういう人がおられることによって、2人分、3人分の仕事が進まないという状況になります。こういう状況が、やはり先ほど粒谷委員がおっしゃっていたマンパワーの不足につながり、事業担当課としての役割を十分に果たしていけないことになります。聞くところによると、出先機関もやはりそういう人がおられて、ほかの人に仕事が回ってくるものの、休んでいる人の分もできるかといっても、なかなかできない部分があって、仕事に支障を来すような部分があるということで、やはりこれはぜひとも改善していただかなければはいけません。今お聞きしたストレスチェック制度は、平成28年度からでまだ始まったばかりですけれども、今は平成30年で3年たってきて、厚生労働省の通達への対応という中で、一般企業もそうですけれども、おざなり

になっている部分があるように思いますので、県では、どのようなストレスチェックの仕方をしているのか、改めて聞きたいと思います。

○小槻総務厚生センター所長 県においては、労働安全衛生法や国からの指針に基づいて要綱を設けており、先ほども申し上げた産業医は現在8人おりますが、ストレスチェックの運用としては、そのうちの3人と、あとメンタルヘルスカウンセリングの精神科の医師で、ストレスチェック制度の面接を実施しております。面接においては、本人の状況や職場の状況をきちんと把握をして、本人に対してアドバイスをしています。職場のストレス要因はどのようなものかについて何らかの改善方法をとっていくことによって、今後のストレス不調が防げるということもありますので、本人に対するアドバイスだけではなく、一連の流れの中で、県庁の中において産業保健スタッフや関係課と連携をして、個人のフォローと組織のフォローとをきちんとやっているところです。以上です。

○山本委員 以前聞いたときには、県では、職員がパソコンでチェック項目に答えていて、答えられなくてもいいけれども、全項目について提出したものを、産業医などに点検をしてもらうという形だということでした。民間の場合でもそうですけれども、産業医といっても内科の先生が多くて、ストレスチェックの制度ができたからということで、職場での産業医の役割として、内科の先生が精神的な質問やカウンセリングをするという実態がありますが、ストレスチェックには、やはり精神科の先生が直接かかわっていかなくてはいけない。県では、8人の産業医のうち、それをできる3人の先生が対応しているということで、あとは県の職員さんがその中でかかわっていて、奈良県立医科大学の精神科も協力してやっていただいていますけれども、職員が自分自身のストレスのありようをチェックしているということで、厚生労働省から言われたら、しなくてはいけないのですけれども、実質、平成28年度より前と比べて改善されているのでしょうか。この制度によって、今までよりも休職者の人数が改善するような成果がきちんとあらわれているのであれば、この制度の意味がない。

また、ストレスチェックを実施するに当たっては、県独自でメニューを作成するわけではなく、コンサルタント業者に依頼しており、その業者を競争入札で決めていると思うのです。多分、物すごい数のストレスチェックに対応するコンサルタントが、県にも指名願を出していると思うのですけれども、そのような専門的な部分は値段が安ければいいというものではないと思うので、競争入札で、その点の選定はきちんとできているのでしょうか。いろいろ言いましたけれども、要は、精神科の先生にしっかりとかかわっていただく

として、県で3人でいけるのか、もう少しふやさなくてはいけないのではないかということ。そして、委託先であるコンサルタントのチェックもしっかりとやっていかななくてはいけません、新しい業種ですから、県はきちんとそれをチェックしているのかどうかということ。県土マネジメント部のほうでは総合評価方式で入札をしますけれども、ストレスチェックについては、値段の安さだけになっていませんか。やはり新制度ができたことによって、物すごい数のコンサルタント業者が登場しているということですので、その点はどうか。

○小槻総務厚生センター所長 面接指導に当たる医師の件ですが、面接対象者は高ストレス者で、ストレスチェックの結果によってニーズがあらわれてきます。それで現在は、3人の産業医と精神科医の計4人が中心になって当たっております。本人に対して面接の時間は十分にとった上で、状況をよく聞いて、医療機関につなぐなどの役割はきちんと果たしておりますが、そのときに産業保健スタッフも一緒に加わって、フォローをより厚くしていくという実態はあります。

委託先の業者に関しては、もちろん競争入札で選定しておりますが、全然経験がない、実績がない、ノウハウがないというのは非常に困りますので、仕様書には、今までの実績を問うなど条件をつけて、ストレスチェックの検査だけではなく、後の研修もきちんとやってもらい必要がありますので、きちんと体制も見て、そういうノウハウがあるかどうかといったことも含めて内容を問うように書いた上で、応札してもらうようにはしております。以上です。

○山本委員 この件に関しては、最後に要望だけしておきますけれども、メンタル面は物すごく敏感な部分であり、また、やはり職員の方々の士気にもかかわりますので、ぜひ慎重にお願いしたい。要は、精神科の産業医の先生にしっかりとメンタルヘルスを管理してもらうこと、そして、受託業者の選定についても、今お話がありましたけれども、コンサルタント業者の総合評価ではないですけれども、指名や最終的な契約をするに当たって、しっかりとノウハウなども十分に評価をして決めることを要望しておきたいと思います。

私の最後の質問ですけれども、先日9月21日の一般質問で西川議員からも質問がありましたし、その前のことしの6月定例県議会では私も質問させていただいた、県庁舎の中南部地域への移転についてです。「還都」構想というものを訴えさせていただいていますが、先日の西川議員に対して荒井知事は、6月の私に対するときよりも、より強く否定というか、難しいというような内容の答弁をされました。改めて荒井知事の答弁は聞かせて

いただきましたけれども、奈良県庁の位置については「奈良市登大路町」ときちんと条例で定めているため、県庁舎の移転には、順序的にはまずこの条例を改正しなければならないが、議員の3分の2以上の同意がなくては条例は改正できないということでした。荒井知事は、長崎県庁の移転では425億円かかったということで、やはり何よりも莫大な費用がかかること、それから、場所もそれだけのところではすぐには見つからないことや、交通の事情、ほかの官公署との関係など、いろいろな考慮をしていかななくてはいけないということで、恐らく、すぐにはそのような条例改正案を提出される意思はないということ、西川議員に対する答弁で感じました。しかしながら、平成30年2月定例県議会で決議したときには、議員の約半数以上が決議文に賛同して「還都」構想に共鳴をいただいているところで、3分の2にはもう一息というところですが、そういう中で、知事からは提案の意思がないけれども、議員から県庁移転構想の条例改正を提案して、それを受けて議会で条例を改正することの手続について、改めて聞いておきたいと思います。どのようになれば、移転の手続に入れるのかということです。

○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長 県庁移転の手続上の関係についてですが、山本委員がお述べのとおりですけれども、地方自治法第4条に、県庁の位置は条例でこれを定めなければならないと定められていて、奈良県庁の位置を定める条例において「奈良市登大路町」と定められております。その条例を改廃する場合には、これも今おっしゃっていただいたように、地方自治法の第4条第3項で、出席議員の3分の2以上の者の同意が必要と定められています。

そもそも、議会の議決事件というのが地方自治法の第96条に定められておりますが、その第1項第1号で、条例を設け、または改廃することについては議会の議決事件ということで定められています。この議決事件について提案する権限については、首長はもちろん提案できますが、議員についても地方自治法の第112条で提案できると定められており、委員会についても同様の定めがあります。したがって、先ほどのご質問ですけれども、議員の側から議会に対して、奈良県庁の位置を定める条例の改正案の提案はできるということになります。以上です。

○山本委員 よくわかりました。そういう意味でいくと、これは議会内の問題になってくるので、これからは、平成30年2月定例県議会で決議案を出したように、また議会で諮っていくわけですけれども、一つ思うのは、現行の条例には「奈良市登大路町」というところまで書いてありますが、前回の決議においては、「還都」構想ということで、昔でい

う明日香地方というようなところへ還都していこうという思いを込めて、橿原市周辺への県庁移転という形で決議文をつくりましたけれども、「橿原市周辺」のような形での条例改正が可能かどうか。これは今答えられなかったら結構ですけれども、これは吉田事務局長もおられて、議会内部や議会事務局にも聞いていかななくてはいけないと思いますので。そして、議員から提案して、3分の2以上の議員の賛同があれば、議会で可決できるということですので、また決議の署名議員の皆さん方にもしっかりと諮らせていただいて、今後、もし進めていけるようであれば、個人的な思いとしては、早ければ今定例県議会中にも条例提案をしたいところですが、これは全くの私1人の個人的な意見ですので、この場をおかりして申し添えておきます。インターネット動画配信をごらんの方々、よく理解をしておいていただきたいと思います。

それに伴って、もう一つ私からの提案というか質問ですけれども、今は、県庁があつて、郡山総合庁舎があつて、橿原総合庁舎がありますが、橿原総合庁舎には南部東部振興監がおられて、南部東部振興担当副知事も時々来られるということで、言ってみれば、県庁の本庁の機能の一つがそこに置かれているということです。また、中和土木事務所や中和保健所などで200人くらいの職員がおられると聞いています。私としては、すぐには県庁移転とはならないかもわからないけれども、今、知事部局の中の南部東部振興機能移して橿原総合庁舎に分庁舎的機能を持たせているのだから、その1部局だけではなく2部局でも移せるのではないかと、また、今の200人規模から、300人、400人があそこで県庁機能に携わることもできるのではないかという思いを以前から持っておりました。20年前の県議会において、観光部局の一部を出先機関も含めて、奈良県の中心部である橿原市に持って行ってはどうかと、当時の柿本前知事に質問したことがあります。あのときは橿原総合庁舎がなかったわけですから、奈良県市町村会館や奈良県社会福祉総合センターなどで部屋を借りてということで、そのときは軽くあしらわれましたけれども、その思いは今までずっと持っておりました。

そこに橿原総合庁舎ができて、県庁移転の決議も可決された中で、その第1段階といえますか、橿原総合庁舎へほかの部局を移転させるようなことも提案をさせていただくのが、県庁移転への第1ステップになるのではないかと。また、南部東部の振興に向かって、中南部の振興の一番の経済効果としては、そういう方針がいいのではないかという思いを持っているのですが、そういう県庁の一部の部局を移すというようなことは、南部東部振興監が橿原総合庁舎に置かれたように、手続上、条例の改正などをしなくてもできるの

ではないかと思うのですけれども、それに対する所見はどうでしょうか。

○乾人事課長 本庁機能の櫃原総合庁舎への移転というか、櫃原総合庁舎の機能強化という観点について、人事課が所管しております組織、定員の調整の業務の観点からお答えをさせていただきます。

山本委員がお述べの旧耳成高校の跡地にできている現在の櫃原総合庁舎には、土木、福祉、県税、農林振興事務所等のいわゆる出先機関のほかに、南部東部振興課と奥大和移住・交流推進室が配置されて、業務を行っております。県として、業務の執行体制や組織のあり方を当然毎年のように検討をしておりますが、県民サービスの向上や効率的で効果的な業務運営の観点を重視して、その辺の見直しをやっているところです。その要素の一つとして、組織の改廃、新設、統合とともに、ふさわしい場所への移転等も入っていると認識しているところです。このような観点から、新しい県民ニーズ等々に対応するため、各部局において業務遂行体制の変更等を検討する際には、人事課としても、場所の移転も含めて、効率的で効果的な業務運営になるような組織体制について、相談に乗っていきたいと思っています。

手続的な面としては、場所については奈良県行政組織規則で、本庁はこの課で場所はここ、出先機関はこの課で場所はここというような形で規定しており、規則委任されていますので、条例等の改正手続は必要ありません。以上です。

○山本委員 ということは、再確認ですけれども、荒井知事や人事当局などがそういう方向で行こうということであれば、ほかの部局を櫃原総合庁舎にもう少し持ってくることはできると認識をさせていただいて結構なのですね。

そういう部分で、もう最後にしますけれども、中南部地域の活性化、また経済効果などを見たときに、やはり県庁移転はこれからも言い続けていきたいと思っています。中南部地域だけではなく奈良県全体を考えたときでも、京奈和自動車道、南阪奈道路、中和幹線が通り、奈良県の一番中心に位置するところに県庁があってもおかしくないのではないかと。もともと明日香村に飛鳥京があって、藤原京、平城京と遷都していったわけですが、いにしえの人が、地震災害もない一番の環境のところに都を持ってきたのは間違いのない選択だったと思いますし、そこを県庁所在地、いわば県都とするのは、私も今後の奈良県のためになるのではないかと確信を持っております。そのステップとして、やはり櫃原総合庁舎ができたわけですから、あそこに置く部局を拡大していくこと、特に、私見ですけれども、観光部局を持ってきて、南部東部振興と観光とセットにするのは、それこそ奈良県の観光

の発展につながっていくと確信しておりますので、その所見を述べた上で要望とさせていただきます。質問を終わらせていただきます。

○清水委員 私からは、歳入でまず2点、総務部関係で2点、南部東部振興関係で1点、合計5点を質問させていただきたいと思います。

今回いただいた資料の中に「平成29年度財産に関する調書」があり、「平成29年度奈良県歳入歳出決算報告書」の3ページに財産収入が、運用収入、売払収入の合計として17億3,000万円余が計上されているわけですが、しかし、「財産に関する調書」に記載されている面積を見ていきますと、決算年度現在未現在高ですが、行政財産が2,431万5,782.11平方メートル、普通財産が1,235万7,468.30平方メートルと、非常に多くの資産を県が保有しているわけです。現在、行政財産の中でも未利用の部分もありますけれども、特に、売却、運用が可能な普通財産の内容について、担当職員から聞かせていただきました。現在整理されている整理資産について、手元に一覧表があるのですが、知事部局と水道局、公社を合わせて16万2,241.83平方メートルであり、普通財産全体の面積からすると、たかだか1.3%だけです。整理対象がこれだけしかないという理解をしたらいいのか、普通財産全体の今後の運用方針について、どのように考えられているのか、その点お伺いをしたいと思います。

○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長 県の低・未利用資産のうち民間等に売却をしようとしている資産である整理資産については、ホームページ上にも公開しておりますけれども、今、清水委員がお述べのとおり、約16ヘクタールくらいあります。それ以外にも普通財産はあるのですが、この整理資産というのは、一応売却を前提に切り出して公表しているものですので、基本的に県として未利用で、売る予定のものはこれだけと考えています。以上です。

○清水委員 そうすると、面積でいえば98%余りの残りの普通財産については、今後どのように利活用されるのか。その中には売却対象資産があるのかないのか、今整理中なのかも含めて、お答えいただきたいと思います。

○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長 済みません、その他の普通財産の状況については、私のほうでは詳細を把握しておりませんので、この場では答弁できない状況です。以上です。

○清水委員 それでは、視点を変えてお伺いしますが、現在、普通財産について取り決めがあると思いますが、固定資産台帳や公有資産台帳の整備に公会計に基づいて取り組んで

おられると思います。普通財産を現評価した場合、どの程度の資産を奈良県が持っているのかは把握されていますか。

○青山管財課長 普通財産の現在価値についてご質問ですが、管財課では公有財産台帳を管理しておりますが、その中では、取得時の価格を台帳上記載している状況であり、管財課としては、今のところ、現在価値は把握しておりません。以上です。

○清水委員 ということは、取得時の価格の合計額は、今でもわかるという理解でいいですか。

○青山管財課長 奈良県公有財産規則上、記載されているのが原則ですので、中には、かなり古い年代で、その辺の状況が把握できていない部分もあるかと思えますけれども、それを集計していくことは可能かと思えます。以上です。

○清水委員 まず、総枠の資産規模が幾らあるのかは、非常に大切な話だと思います。行政が今抱えている財産の価値が幾らあるのかが明確にわからないようなことは、普通の会社ならばあり得ないわけです。自分の会社が持っている資産がどれだけあるのか、表に書いていけば、貸借対照表の資本の一部ではないですか。もしかすると、それが一番大きな部分を占めているかもしれない。そして、整理資産の一覧表をいただきましたけれども、現状で売却可能なものの一部だと思いますけれども、それが普通財産の1.3%しかない。本当はもう少しあるのでしょうか。順番に順番に運用していき、売却をして、県民の方のための予算収入として得るのは当然のことだと思いますし、この話をずっと言っても水かけ論になります。現在高評価については、固定資産税をやっている人間からすれば、毎年、国から路線価も発表されるわけですから、路線価のわかるものについては推定はできます。ですから、これだけたくさんの資産を抱えていて、どう運用したらいいのか、常に考えておられると思いますけれども、ぜひとも、そこも含めて今後の大きな研究課題にしていただきたいと思えます。これは要望だけにしておきます。

それから、歳入に関する質問のもう1点ですが、今、奈良県の一つの大きな取り組みとして、ホテルの誘致が挙げられ、2020年に向けてホテルが必要だということで、JWマリオットホテルの誘致施策であったり、富裕層を対象としたホテルの建設も行われているところです。そんな中で、奈良県も全国的にもやはり人口減少がとまらないということで、どうやって税収入を確保したらいいのかを恐らく検討されていると思えますので、新税に対する可能性などについて、現状ではどういうふうにおられるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○野村税務課長 ご指摘ありました人口減少や高齢化は全国的な傾向で、今後も社会保障経費は増加することが見込まれます。医療、介護分野など、継続的に必要な財源を確保することは、国、地方共通の重要な課題で、清水委員がご懸念のとおりです。

こうした点から、これは県独自の税金ではないですけれども、国では、消費税率の前回の8%への引き上げに続く10%への引き上げが、来年10月に予定されており、地方消費税とともに5%を超える引き上げ分の税収使途として、特に年金、医療、介護、子育てといった社会保障の充実、安定化、財政健全化の財源とされ、本県においても、地方消費税に係る清算後の収入は、この2度の税率引き上げの影響で、平年度ベースで年間約350億円の増収が見込まれているところです。

一方、県独自での税収確保に当たりまして、租税法律主義のもと、超過課税や法定外税といった地方自治体に与えられた課税自主権は、地方分権を推進する上で、憲法によって保障された極めて重要な権利です。本県においては、医療、福祉施設整備の財源の一部としている法人県民税の法人税割に対する超過課税、森林環境保全の財源としている個人県民税、法人県民税それぞれの均等割に対する超過課税のほか、法定外の目的税として産業廃棄物税があります。いずれの税目も、奈良県の地域特性から生じた財政需要に基づくもので、県民及び県内法人から、既に年間約10億円規模のご負担をいただいているところです。本県では、全国にも増して人口減少や高齢化がより急速に進むと予想しております。個人県民税を中心とした本県の税収構造を鑑みると、県政推進のための超過課税や法定外税といった課税自主権の活用は、法定税の充実とともに、極めて重要です。そのために、今後とも消費税の引き上げ等、全体としての住民の負担感を十分勘案した上で、受益と負担の原則も踏まえつつ、住民、議会のご理解を得ながら、地域特性に応じた課税自主権の活用のあり方について検討してまいりたいと考えております。以上です。

○清水委員 今、消費税のお話もいただきましたが、税金が上がると、当然低所得者に対しては非常に大きな負担になる。それ以外に、先ほどおっしゃったように、超過課税や法定外の目的税についても研究をいただいているのですけれども、他都市の事例を見ると、一つのこれからのトレンドになるのかもしれませんが、宿泊税、もしくは観光税というものを課税されているところが近隣にあります。これは税ですから、課税することによるデメリットもあろうかと思いますが、やはり目的を持った課税は非常に大切だとも思いますので、宿泊税や観光税に対する所見がありましたらお伺いしたいと思います。

○野村税務課長 ご質問いただいた宿泊税は、全国で一部の都府県と市で既に導入され、

また検討されている状況です。同じ宿泊税という名称ですけれども、各都市により、やはり事情が異なってくると思います。観光客数がどれほどあるか、どういった税源にして、どういった税金の使い方をするか、例えばインフラ整備をするのか、観光客向けの税金の使い方をするかなど、さまざま異なった面があると思っております。また、国のほうでも、観光目的で使う税として、来年1月からはいわゆる出国税が導入されますが、これとの関係や、それから、外から来る方や宿泊者に税負担を求めることもあり、賛否両論あるところでは、奈良県としては、今のところは、この宿泊税については慎重に検討すべきであると考えております。以上です。

○清水委員 超過課税の問題や、受益と負担の公平性の問題など、非常に難しい問題もありますけれども、荒井知事がことしの大きな目標として「奈良県平成緊急内水対策事業」という取り組みをやっていただいて、奈良県・市町村長サミットでもご紹介をいただいて、先日は、21カ所の候補が上がっていると報道発表されました。それについてはまた改めて担当部署に伺いますけれども、例えば、そういう場所を整備するにしても財源が必要ですし、もしも奈良県の平野部で、昨年も台風21号がありましたけれども、昭和57年を超えるような大雨が降ったときになって、内水処理の対策をするのも大問題だと私は思いますので、平野部、流域から流れてくる水が全部大和川に1点集中することに対して解決を求めていくことは、恐らく、今の補助対象となる事業だけではできないと私は思うのです。ですので、それらに係る新税の研究も必要だと思いますので、その点については、荒井知事に、また総括でお伺いをさせていただきたいと思っております。

それでは、総務部関係の質問に移りますけれども、先日、不正アクセスの問題で懲戒処分されたというような不祥事について、報道があったと思います。決算の中で、総務費自治研修費として4,000万円余りの歳出が計上されているのですけれども、そういう不祥事があった場合の再発防止策はどのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

○乾人事課長 先日の報道等もあった不祥事の関連のご質問かと思いますが、かねてより綱紀肅正なり、服務規律の確保については、従前より再三にわたって注意喚起をしているところです。実は、先月9月の月末にも不祥事案がありまして、それを受ける形で、10月4日に総務部長名で緊急の通知を出させていただいていたところで、当然、職員の不祥事について、再発防止等々の観点から、緊急に各所属長と所属職員に対して指導するようという内容のものです。しかしながら、清水委員からご指摘いただいた、先日報道された不正アクセスの案件があり、また改めて、県民からの県政に対する信頼を損なうこと

になってしまい、誠に遺憾に思っております。まずは、警察の捜査には全面的に協力させていただくとともに、県としても事実関係を把握した上で、処分を含めて厳正に対応したいと思っております。

再発防止の観点ですけれども、先ほど研修のお話もいただきましたが、かねてより機会あるごとに、再発防止や不祥事を起こさないようにという通知は流させていただいていました。その中では、特に不祥事を起こした本人だけではなく、県政に対する信頼、信用失墜は当然として、そのほか個人のご家族に対しても影響を及ぼすということまで、具体的なことを挙げて、各人の心にしみ入るように、不祥事を起こしてはいけないという思いに気づくように、訴えるような通知を出していたところです。また、研修の中でも、新規採用時は当然ですけれども、入庁3年目、8年目の中堅職員、あと係長、課長補佐、当然課長等々の各職位に上がった際の研修では、人事課の枠を設けて、サービスの関係の講義もさせていただいているところです。こういうことが起こると、再三再四、繰り返し繰り返し注意喚起を徹底するしかないのかと思っているところですが、不祥事の根絶に向けた職員の指導を徹底するとともに、勤務時間の内外にかかわらず、こういう不祥事に対しては厳正に処分をするということで、信頼回復に努めていきたいと思っているところです。以上です。

○清水委員 この委員会にいらっしゃるのは部課長、管理職ですので、常にそういうことに目配りをさせていただいているかと思いますが、特に懲戒処分等があれば、ご本人だけではなく、先ほど乾人事課長がおっしゃったように、ご家族も含め、仲間も含め、非常にづらい思いをしなくてはならない。そんなことも含めて、やはりきちんとした指導を継続していただきたいと申し上げておきます。

それからもう1点、これは通告も何もしていないのですけれども、昨年、地方公務員法第34条に規定する事案があったのかなかったのか、答えていただきたいのです。あったのかなかったのだけ、まずお伺いしたいと思います。

○乾人事課長 地方公務員法第34条は、いわゆる守秘義務違反の規定ですが、済みません、私の記憶でいきますと、人事課が把握している範囲では、地方公務員法違反を問うた懲戒処分の中で、守秘義務違反はなかったと記憶しています。以上です。

○清水委員 特にこの地方公務員法第34条ですけれども、退職後3年間は、退職しても守秘義務の対象になると第2項に書かれておりますので、どの件がどうということは申しませんけれども、そういう事案があれば、速やかに懲戒処分の手続をしていただきたいと

思っておりますので、あるかないかだけを聞かせていただいた上で、今後あったときの取り組みについて、どういう手続をされるのかをお伺いしたいと思います。

○乾人事課長 退職後も含めて、地方公務員には守秘義務が課せられています。在職しているときは当然ですけれども、ほかの案件と同様、事実確認をした上で、懲戒審査会を経て、決裁を経て懲戒処分の手続になろうかと思っています。ただ、地方公務員法上、退職後の職員については、県としての懲戒処分はできませんので、済みません、ちょっとあやふやですけれども、刑事告発、刑事告訴等々の手続になるかと思っていますところ。以上です。

○清水委員 私もそういう手続だろうと思いますので、もしそういう事案が発生したというのであれば、速やかに手続をとっていただきたいと申しておきます。

次に、急に話が違って申しわけないですけれども、e-MATCH（奈良県救急医療管制支援システム）についてお伺いをします。e-MATCHが稼働して5年目だと思うのですが、民間病院も含めた57病院が救急病院として運用をされている中で、調べさせていただいたところ、消防の広域化のメリットも非常に多く出ていて、救急車が現場に到着する時間は非常に早くなりました。ところが、現場に到着してから搬送に至るまでの時間に非常にばらつきがありまして、個人病院は除きますけれども、その中で、奈良県総合医療センターの救命救急センターについては、搬送開始までの時間が平均で2.4分、奈良県総合医療センターの救命救急センター以外で4.1分、南奈良総合医療センターが5.2分、ところが、奈良県西和医療センターだけが7.1分かかっているということで、最初に搬送先が決まるのがこれだけ遅いのです。この差は各病院ごとの受け入れの体制や人的な体制の違いで、遅い病院では、医師のいるいない、全然違う方が受け付けをしている、最初に電話をとった人が医師を探し回っているなどの状況に至っているのではないかと、単純に思ってしまいます。まず、なぜこういう差が出ているのかについて、現状を把握されているのか、また、改善をどういうふうに行われているのか、この2点をお伺いしたいと思います。

○向井消防救急課長 e-MATCHにおける救急搬送ですけれども、清水委員からご指摘がありましたように、現場に到着以降、そこから実際に病院へ搬送を行うまでの時間について、各病院によりばらつきがあり、奈良県西和医療センターについては平均7.1分というご指摘をいただきました。実際に各病院でどういう形で手続をしているかについては、各病院に問い合わせをさせていただきたいと思っております。一部お聞きしていると

ころでは、実際に受け入れを行う前にですけれども、患者の状況などについて、病院側でご確認をいただいている項目が、実は、以前に比べて幾つかふえているようで、病院の側で受け入れをいただく体制を整えるために、病院側が事前に受ける情報を幾つかふやしたようなこともお伺いしております。現実には詳しいところは、済みません、まだ調査中ですけれども、一部そういうところがあるので、病院によってはばらつきがあると理解しております。以上です。

○清水委員 奈良県西和医療センターは、位置的にも奈良県の北西部にあつて、いわゆる都市型の地域にある病院です。そこに通院されている患者さんはそうですし、また私の近所でもありますので、何かあれば西和医療センターにお願いしようというところも、当然あるわけです。今、地域で病後児について取り組みをして、西和医療センターが快く受けていただいているというような事例も、よく存じています。ただし、救急搬送はやはり命にかかわるところで、なおかつ、ご家族は非常に心配されて119番通報をされるわけですから、受け入れ病院がなかなか決まらないのはいかがなものか。それも奈良県の公立病院でこれだけ差があるということで、取り組みの中身が全然違うのかと変な想像をしてしまいますので、ぜひとも実情を調査して、それぞれの病院の受け入れ体制を検討していただいて、これはあくまで病院が決まるまでの時間ですから、その決まるまでの時間を本当にできるだけ短く平準化して、患者さんに負担がかからないようになる取り組みをぜひともしていただきたいと思います。方法、内容等について決まったことがあれば、またお知らせをいただきたいと思います。

それでは、私からの最後の質問です。資料「平成29年度主要施策の成果に関する報告書」の23ページによれば、スポーツ・文化活動による交流促進事業として、インターハイ（全国高等学校総合体育大会）開催を契機にということで、1億4,263万8,000円という非常に大きい額を市町村に補助されているのですけれども、私の記憶では、奈良県でインターハイが開催されたのはたしか約10年前だと思います。10年前に決めたことを、なぜ昨年度に補助金を執行しないといけないのかについて、まずお伺いをしたいと思います。

○福野地域振興部次長（南部東部振興・移住交流担当、奥大和移住・交流推進室長事務取扱） ご質問のインターハイ開催を契機にしたスポーツ施設の整備に関してですけれども、平成27年に和歌山県で開催されるに当たって、その一部の会場が奈良県に来ることによって、南部東部地域の振興を目的に、インターハイを契機としてスポーツ施設を整備しま

せんかという働きかけをしたところ。その中で意向確認をしたところ、宇陀市、吉野町、五條市という3つの地域で会場を受け入れていただき、宇陀市が空手、吉野町が弓道、五條市がフェンシングということで、スポーツ施設の整備を行うという流れとなりました。平成27年度には宇陀市の総合体育館を改修し、平成28年度には吉野町の総合体育館の改修に対して補助を実施しました。五條市に対しても同じようにする予定でしたが、市側の事情がいろいろあって、工事などには着手したものの、遅延しまして、結局インターハイには間に合わなくなったのです。フェンシング会場は桜井市に受けていただいて、そのまま工事は続行し、平成29年度に五條市に対して補助させていただいたという事情です。この補助の内容は、3市町ともそうですけれども、市町村債の元利償還金のうちの地方交付税算入額を控除した市町村実質負担額の2分の1を補助させていただいたものです。

○清水委員 この内容説明部分の記載についてですけれども、インターハイというように特定のスポーツイベントを挙げると、そのうち国民体育大会（国体）も来るかもしれませんけれども、当然国体になると、全県的に改修で、あるいはスポーツ施設の受け入れもそうですけれども、非常に大きな額のお金がかかってくる気がします。ただ、インターハイは高校生の競技大会ですから、そうすると大学生の競技大会はどうなのか、社会人の枠の競技はどうなのかというような誤解を招くおそれがあると思います。実態として聞かせていただいた中では、南部でスポーツ大会を総合開催できるような良好な施設がなかなかない現状で、今後とも必要であること、そして、奈良県立橿原公苑や奈良市鴻ノ池運動公園もありますけれども、それらも手狭で老朽化も進んでいて、改築もしないといけないとなると、どこかに新しいものを設けないといけないという趣旨はわかります。ただ、事業の説明の冠に「インターハイ」と書かれること自身が、何か誤解を呼ぶ気がします。

今後の奈良県のスポーツについては、南部東部振興担当部局が担当ではありませんので、それはまた改めて聞かなければいけないと思いますが、今、正直なお話をさせていただいて、実際には、それほど大きな額をこの中で補助しているわけではないことは理解はできます。ただ、この資料が公開されて、ぱっと目についたときは、誤解を招くような記載があることとなりますので、事業の内容説明部分については、当初の記載がいつまでもそのままということでもない気がしますから、もう少し書きぶりがあるかと思います。南部東部振興は非常に大事だと思っていますので、今後について、例えば南部東部地域でのアリーナ（競技場）の新設、既に五條市にシダーアリーナという大きいものができていますけれども、あそこはアリーナだけであり、運動公園としてもっとほかにも必要ではないかという

ようなことは考えられているのですか。

○福野地域振興部次長（南部東部振興・移住交流担当、奥大和移住・交流推進室長事務取扱） 大規模スポーツイベントを南部東部地域で開催することは、南部東部地域の振興には非常に重要だと思っております。ただ、スポーツ施設については、大規模スポーツイベントとして10年先くらいに国体が来るということで、担当部局のほうで検討もいただいていると聞いております。南部東部振興担当としては、そのような整備が進む方向になればいいと思っておりますし、今後も、他府県事例も含めて研究していきたいと考えております。

○清水委員 先ほどについては、和歌山県での開催に当たって、奈良県が協力したということですが、ということは、今後逆パターンもあるわけですから、奈良県開催のときに、和歌山県にお願いをすることもありますね。ですから、ぜひとも広域で物事を考えて、そのためにはどうしていけばいいのか、将来構想をどうしたらいいのかということも含めて研究をしていただくように要望して、私からの質問は終わります。ありがとうございます。

○小林委員 それでは、私からは、歳入と総務部関係で5点、南部東部振興関係で2点お伺いします。

初めに、県債残高についてお伺いをしますが、115億円減少しています。県債残高のうち交付税措置のないものも減っているということですが、この県債残高は県民1人当たり幾らになるのでしょうか。また、交付税措置のない県債残高について減少が続いておりますけれども、今後の見通しはどのようにでしょうか。

○川上財政課長 平成29年度の県債残高は、総額では1兆501億円であり、小林委員からご紹介いただいたように、昨年度は四捨五入の関係で115というか116億円減少している状況です。平成29年度決算ベースで1人当たりになると、住民基本台帳の人口で割り戻した形ですけれども、76万6,000円となります。ちなみに、平成28年度末では1人当たり76万9,000円でしたので、1人当たりでいいますと、3,000円減少という形になっております。

交付税措置のない県債残高の関係ですけれども、数字から申し上げますと、平成29年度決算において3,774億円となっており、こちらについても、前年度より約99億円減少している状況です。今後の見通しですけれども、県では公共事業における選択と集中の徹底であったり、従前から国の予算、あとは民間資金も活用させていただいており、できるだけいろいろな財源を工面しながら、県債の発行についてはできるだけ抑制に努めている

おりますし、発行する際においても、交付税措置があるなど、できるだけ財源的に有利なものとするよう努めております。今後ともこのような取り組みを継続することで、交付税措置がなく、結果として県税等、自前の財源で返済する県債残高についても、今後はできるだけ減少するように、頑張っただけで努めていきたいと考えております。以上です。

○小林委員 1人当たりの額が前年度と比べて76万9,000円から76万6,000円に下がっているとお聞きしましたが、やはり依然としてまだまだ大きいのではないかと、このことを指摘しておきます。この問題については以上です。

次に、人件費についてですが、平成29年度決算では、前年度比で8億4,700万円減少しておりますけれども、この減少の主な要因と、要因ごとの影響額についてお伺いします。

○乾人事課長 人件費減少の要因ごとの影響額についてのご質問ですが、今回の増減については、資料「平成29年度一般会計決算の概要」にも記載しておりますけれども、大きく2つの要因が挙げられます。1つ目は退職手当の減少で、対前年度比で11億7,000万円の減少となっております。その内訳ですけれども、国に準じて退職手当の支給水準の引き下げをさせていただいた関係で約5億円、また、支給人数そのものが減ったことによる減少が6億7,000万円で、合わせて11億7,000万円の減少となっております。2つ目の大きな要因としては、退職手当以外の人件費のほうが増加しており、約3億2,000万円が増額となっております。その内訳ですけれども、人事委員会勧告を受けた給与引き上げにより9億9,000万円増加する一方、職員数の減少等により6億7,000万円減少していますので、その足し合わせで、退職手当以外は3億2,000万円の増加となっております。それら2つの要因から、最終的に人件費トータルとして、前年度比で8億5,000万円の減少となっております。以上です。

○小林委員 人件費がずっと減って行って歳出減になっている状況があり、また、退職手当についても、職員数が非常に減っていることと、支給率が下がったことにより、このような減少になっているわけです。こういう人件費が減少する状況は、今、職員が非常に多忙な状況で、長時間労働が大きく問題になっておりますけれども、そういう問題や働く意欲、モチベーションの低下につながっていくのではないかと、このこと、好ましいことではないということ、これも指摘だけさせていただきます。

次は、総務部関係のうち防災について、避難所の問題です。最近、災害が相次いでいますが、今、地域でも自主防災会の方々が一生懸命活動されていますけれども、災害があつ

たときに、身近な避難所に皆本当に避難できるのかという声が上がっております。そこでまず、避難所の数は足りているのかについて、県の考えはどうでしょうか。また、避難所はまず安全でなければならないと思っていますけれども、奈良高校の体育館は耐震問題で避難所の指定が取り消されたということで、避難所の耐震化の状況についてもお伺いしたいと思います。それからもう一つ、今、災害が多いですので、避難所に避難される方が大変ふえていくと思うのですが、避難所で安心した避難生活ができるために、環境改善が求められていると思います。今までもいろいろ言われており、プライバシーの問題、トイレ、備蓄品といった問題が指摘されていますけれども、その避難所における環境改善についての県の取り組みをお伺いします。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 避難所についてのご質問を幾つかいただきました。まず、避難所の指定についてですが、災害により住宅を失った場合などに、一定期間滞在し、避難生活を送るためのいわゆる指定避難所は、市町村長が必要かつ適切な規模の避難所を指定することとなっておりますが、この数については、不測の事態に備えて、市町村の施設だけではなく、例えば県有施設やホテル等の民間施設の利用についても検討することが必要と考えており、県ではこれまでも市町村に対して、避難所の指定を適切に行うよう助言をしてきたところで、今後とも県民の安全確保を最優先に、適切な避難所の指定を働きかけてまいる所存です。

また、避難所の耐震化についてですが、指定避難所は全部で千数百件あるのですが、そのうち耐震化等については、県有施設や市町村立の学校については把握できております。そのうち建物の耐震化やつり天井等の非構造部材で耐震化のない施設については、県立学校で1施設、あと廃校となった学校で2施設、市町村立の学校で3施設あります。

続いて、避難所の環境についてですが、市町村長が開設する指定避難所は、災害時に住民が一定期間避難生活を送る場所ですから、やはり被災者の健康が維持される良好な生活環境を確保する必要があると思っています。そのために、生活物資のいろいろなものの確保や、バリアフリーも含めた高齢者等への配慮など、運営についてのマニュアル等をいろいろ作りながら、市町村とも十分に連携をしながら、避難所における生活環境の向上の取り組みを行っていきたいと考えております。以上です。

○小林委員 安全な避難所ということで、耐震化についてお答えいただきました。今は学校の施設の状況を言っていたと思うのですが、避難所はご承知のように、市町村が指定するのですけれども、公民館やコミュニティーセンターのようなところが指定されて

いる状況がたくさんありますので、そういう施設についても耐震化がきちんとできているのかどうか。奈良高校の問題は、あのような経過を経て問題になってきたわけですがけれども、避難所として指定されているところの全ての状況について、県としても改めて、ぜひ点検、把握をしていただきたいと思います。

それから、避難所の環境改善のことですが、いろいろ問題があると思います。先日の台風24号の際には、奈良市内でも自主避難でしたけれども、避難所が開設をされました。私の身近なところでも、自主防災組織の方たちや自治会の方々がお世話役として避難所に行ったわけですがけれども、自主避難された方は高齢者がほとんどですが、学校の体育館ではトイレは和式で手すりもないため使用が非常に困難で、横になるのには体育の授業で使うマットしか使えず、それから、あの頃でも夜は冷えましたが、体が冷えても暖をとることができず、長時間になると結果的に体調を崩してしまうということで、もうここで避難を続けるわけにはいかないという状況になっていました。もう一方で、各自治会も集会所のようなところを開放したのですが、そこはウォシュレット付きの洋式トイレだし、畳の部屋もあるし、冷暖房もついていて、台所もあって温かい食事をとることができるということで、そういうところのほうの方が非常に安心して避難生活を送れるということが、実際に目の前で起こったわけです。そういう点で、避難所の状況は非常によく点検をしていただきたいと思いますが、やはりまだまだ避難所の改善が求められると思いますし、それから、先ほどの避難所は足りているかという質問にも関連しますけれども、先ほど民間の施設ということも言われましたけれども、地域の集会所なども避難所としていくなどの視点も持っていただけたらと思っているのですが、この点についてどのように思われるか、再度お聞きしたいと思います。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 避難所は、まずは市町村が、各地域ごとにそれぞれの個別の事情も考慮して指定をされています。小林委員がお述べのように、地域によっては、集会所のようなところを指定されているところもありますし、また、本当に自主的にそういうところに避難をされている住民もいらっしゃると思います。今後とも住民の安全確保を最優先に、いろいろ市町村とも相談しながら、今言われた特に生活環境にも配慮して、適切に避難所を指定するよう市町村にも働きかけてまいりたいと考えております。以上です。

○小林委員 次に、消防職員についてお尋ねします。災害多発ということで、消防職員には災害の最前線で活躍をしていただくわけですがけれども、奈良市議会のことしの9月定例

会では、この問題が大きく議論をされました。奈良市の場合、消防職員数が条例定数より38人下回っていて、年齢も高齢化しているということで、消防力の低下が非常に心配されると議論をされておりました。それでお尋ねしたいのは、11消防本部が統合された奈良県広域消防組合についてで、ここの消防職員の条例定数は何人で、職員数について、現在何人おられるのかとその推移、そして、消防職員の平均年齢がどのように変化してきているのかについて、お伺いしたいと思います。

○向井消防救急課長 奈良県広域消防組合ですけれども、平成26年4月に発足して、現在で4年半が経過をしているところです。消防職員の条例定数は、発足当時以降、現在まで1,295人で、これについては増減はありません。

職員数については、平成26年4月の発足段階で1,278人、その後、平成30年4月現在で1,290人ということで、これまで12人増加をしたということです。本年4月時点で条例定数と比較すると、5人少ないということになりますが、条例定数との乖離幅も減少傾向にありますので、着実に消防職員の確保が進んでいると理解をしております。

平均年齢については、平成26年4月の発足段階で40.34歳、平成30年4月現在で39.51歳となり、0.83歳ですが低くなっている状況です。以上です。

○小林委員 奈良県広域消防組合の現状を言っていただきましたが、条例定数に対しては現在も5人マイナスということで、やはりこれはぜひ確保を目指していただきたい。そのようにしていかれるということでしたけれども、そうしていただきたいです。平均年齢については、奈良市消防局と違って、むしろ若くなっているのですね。

ただ、総務省消防庁は「消防力の整備指針」を出しており、2015年には「消防施設整備計画実態調査」を実施していますが、それによれば、奈良県広域消防組合については、この指針に基づく整備目標である算定数1,707人に対して、その当時で現員は1,291人ということで、実はこの目標の75.6%です。もちろんこれは指導指針ですけれども、この基準で見れば、まだまだ消防職員の確保は必要ということであり、条例定数には追いついてきていますけれども、さらなる確保をよろしくお願ひしたいと思います。

それから次に、救急救命士についてお尋ねをしたいと思います。これも奈良市で大分問題になりましたが、ことし7、8月に熱中症が急増した際、奈良市における救急車の出動件数3,760件のうち、18件に救急救命士が乗っていなかったことが判明したということでした。そこで、奈良県広域消防組合について、救急救命士の人数と、ことしの夏は熱中症が多かったわけですが、救急救命士が乗らずに救急車が出動した回数があったのか

についてお伺いします。

○向井消防救急課長 奈良県広域消防組合の救急隊は現在51隊あり、三交替制で勤務をしており、救急救命士の有資格者は現在334人います。その中で管理職や本部勤務等の日勤者を除く実働は280人となっていますので、実働する救急救命士を300人とすることを目標に、毎年約10人を養成していくと聞いています。

それから、奈良県広域消防組合の平成30年7月と8月、2カ月間の救急車出動件数ですけれども、熱中症の影響もあり9,605件ということで、前年比で14%増加しています。その中で救急救命士の未搭乗件数は61件あり、未搭乗率は0.6%となっています。なお、前年の7月から8月の救急車の出動の件数は8,433件で、うち未搭乗の件数は117件、未搭乗率は1.4%でしたので、前年比で56件が減少し、0.8%改善している状況です。以上です。

○小林委員 やはり救急救命士が搭乗されなかった件数が61件あったということで、改善はしてきているという状況もわかりました。これも「消防力の整備指針」で申し上げますけれども、救急救命士は国家資格で、救急車の出動には1人以上搭乗することと規定しております。現場到着から搬送の間に、先ほど搬送時間のことが議論されておりましたけれども、万一心肺停止など、患者の容体が急変すれば、命にかかわる可能性もありますので、救急救命士の未搭乗が61件あったわけですから、早期の是正が求められると思います。先ほど、救急救命士の実働人数を280人から300人にするとの目標をお聞きしましたが、この是正は早期に進めていただきたいと思っているのですけれども、これについて考えをお聞かせください。

○向井消防救急課長 小林委員からお話がありましたように、救急隊員が救急救命士になるためには、主に一般財団法人救急振興財団が実施する新規養成課程研修を受講して、国家試験に合格した後に、奈良県メディカルコントロール協議会が実施する救急救命士就業前研修を修了すると、救急救命士として活動ができるようになります。県においては、救急振興財団の研修生の募集、救急救命士就業前研修の実施や救急救命士の充足状況を把握して、必要に応じて消防本部に助言を行うなど、救急救命士の育成確保に努めていきたいと考えております。以上です。

○小林委員 住民の方の命にかかわる問題ですので、ぜひ精力的に進めていただきたいと思います。

それで、最後には、南部東部地域の問題で2点お伺いします。1点目はコミュニティナ

ースについて、新聞の記事に載っていて、地域に入り込んで保健福祉、医療分野を中心に幅広く活動するコミュニティナースの存在を知りました。この事業を展開している奥大和コミュニティナース・プロジェクトについてお聞きしたいのですが、これはいつから始められているのか。また、県内の4村で5人が活動されていると聞いておりますけれども、どの村で活動されているのか。人口が減少していくと言われている市町村はほかにもたくさんありますが、必要とする市町村への配置について、どのようにお考えになっているのかお伺いします。

○福野地域振興部次長（南部東部振興・移住交流担当、奥大和移住・交流推進室長事務取扱） コミュニティナース活動は、平成29年4月からモデル的に県で採用して、山添村に配置したことをきっかけに、山添村に加えて、天川村、川上村、東吉野村でも活動が始まっています。

確保に関しては、奥大和地域の19市町村にお声がけして、採用を希望する市町村に関しては、採用を合同でやるような形で、山添村、天川村、野迫川村、十津川村、川上村、東吉野村をまとめて県のホームページ等であわせて募集をさせていただいており、昨年度からは、大淀町、五條市も公募に参加をしたいという意向を聞いております。

今おられるコミュニティナースの方々に関しても、月に1回は研修をしながら、一応意見交換をし、その中で今年度は、11月に全国では初めてですけれども、地方自治体主催のコミュニティナース養成講座を実施します。将来的には、奥大和地域を中心に、コミュニティナース活動がどんどん広がっていくことによって、健康で楽しく住み続けられる地域になっていけばいいと考えております。

○小林委員 この取り組みは、多分地域おこし協力隊の採用がきっかけになったように思いますけれども、どこの村でもまちでも必要になっていると思いますので、このコミュニティナース・プロジェクトがさらに充実した取り組みが進められるように、よろしくお願いいたします。

私からの最後の質問になりますが、人口の減少が続く南部東部の振興に日々努力されていることを感謝しながら、頻繁に訪れてもらえる、住み続けられる地域にしようという取り組みの中で、居住者、移住者を増加させていくために、地域受入協議会に対する支援をこれから2022年までに30件にしていき、2地域での居住を促進するための拠点整備への支援を25件にするとされています。これまでの地域受入協議会に対する支援からは、かなり件数をふやしていつているように思っているのですけれども、この地域受入協議会

はこれまでどのようなことに取り組んでこられたのか、また成果はあったのかについて、お尋ねします。

○福野地域振興部次長（南部東部振興・移住交流担当、奥大和移住・交流推進室長事務取扱） 地域受入協議会と拠点施設の整備についてのご質問ですが、地域受入協議会については、地域へ移住するには、地元の受け入れ体制の整備は非常に重要だと思っています。地域独特のルールなどもありますし、地域コミュニティーに入っていただくためのいろいろな準備活動もあるということで、受け入れを進めたい自治会や地域団体の方々に協議会をつくっていただいております、平成27年度から始めて、今、22件の協議会ができております。市町村役場の住民票の転入手続をする窓口で、移住者にアンケートへのお答えをお願いしていますが、平成27年10月から平成30年6月までのアンケートによると、奈良県全体で477世帯、823人の方が移住してきたという申告をされていますが、そのうち地域受入協議会を設置している市町村に移住されたのは249世帯、428人の方で、設置している市町村への移住者が、県全体の移住者のほぼ半分くらいという状況になっています。

移住の施設整備に関しては、平成27年度から平成28年度にかけて12施設を整備しました。平成29年度は、地域の移住促進施設へのニーズを再度把握するために、1年間休止して、いろいろニーズを確認した上で、平成30年度は、新たに改修3件、新規3件の予算を計上させていただいております、目標は十分達成できると考えております。

○小林委員 移住者数が823人ということですか。それだけの成果があったのですね。

○福野地域振興部次長（南部東部振興・移住交流担当、奥大和移住・交流推進室長事務取扱） 転入窓口で、移住者の方はアンケートに答えてくださいという形で、アンケートを置いています。普通に転勤などもありますので、転入者が全部移住者とは考えていません。移住者として自分で申告された方のうち、半数程度は地域受入協議会を設置している市町村に移住されているということです。

○小林委員 地域受入協議会を設置している市町村に移住をされてきた方だけで823人というわけではないのですね。やはりこういう地域への移住を促進していただいて、元氣な村やまちを取り戻していただきたいと思っておりますし、協議会の体制の強化に対して支援していただきたいと思っています。

昨年8月に、高知県の嶺北地域に属する土佐町の、特定非営利活動法人れいほく田舎暮らしネットワークがある農村交流施設「おこぜハウス」というところを訪問しました。

嶺北地域は土佐町、本山町、大豊町、大川村という4つの町村で構成され、人口は約1万3,000人ですけれども、このれいほく田舎暮らしネットワークは、嶺北地域へのUターンの方が中心となって2007年に結成されたもので、移住者による移住支援団体として嶺北地域への移住を支援しているのですが、2012年から町村役場の移住の担当者と連携をして、移住相談の対応、空き家調査の実施や情報発信などが行われており、非常に成果を上げておられるということです。また、手づくり市や体験ツアーなどもいろいろ実施されて、過去のイベント開催は、2010年度に20回、2015年は14回、2016年度は22回に上っているということで、そういうことを通して、ここも実は移住者が280世帯、425人となっています。奈良県の場合もそういう成果があるとお答えいただきましたが、さらに移住を促進するために、この地域受入協議会に対する支援やその体制の強化をぜひ進めていただきたいと要望して、私からの質問を終わります。

○松尾委員長 正午を経過していますが、もう少し続けさせていただきたいと思います。

○山中委員 それでは、松尾委員長からご配慮いただきましたので、全体的な時間を勘案しますと、1人当たり答弁も含めて大体20分くらいでやればいいのかと思いますので、その時間をめどに質問させていただきたいと思います。

まず、資料「平成29年度一般会計決算の概要」の中で、特に「決算の全体像」ということで書いていただいているように、歳入歳出を差し引きした実質収支が18億円、前年比では1,300万円プラス、プラス0.7%という指標が出ておりますし、また、先ほど小林委員からの話もありましたが、県債残高が3年連続で減少、前年比で115億円の削減ということで、平成29年度決算は例年に近い形で終わっているということです。そういった中で、歳入については、法人2税と株式等譲渡所得割県民税で合わせて55億円増加しているということで、大変これから期待をする部分ではないかと思わせていただきました。いずれにしても、今回のこの決算の内容は、先ほどからも話にありますように、各事業をPDCAサイクルでしっかりと見ながら、翌年度の予算編成につないでいくものだと思っております。決算は確かに認定という案件ではありますが、しっかりと議論もさせていただきながら、翌年度の予算につなげていければと思いますので、お願いします。

それでは、まず初めに、総務部の関係かと思いますが、テレワークの導入についてお問い合わせしたいと思います。これに関する事業は資料「平成29年度主要施策の成果に関する報告書」13ページにありますが、テレワークというのは、もう皆さん既にご存じのように、ICT（情報通信技術）を利用して、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方という

ような定義がされているかと思えます。ワーク・ライフ・バランスを実現する上での働き方とも言えるかと思えますので、テレワーク推進を訴えてまいりましたが、実りまして、平成29年度の実績としては、櫃原総合庁舎にサテライトオフィスが整備をされ、モバイルパソコンについても、台数はまだまだ少ないかと思えますが、試行的な利用が始まったと聞いております。そこで、テレワークの活用状況とその効果、そして、今後の展開についてお聞かせいただきたいと思えます。

○乾人事課長 山中委員からお述べいただいたことと一部重複するかわかりませんが、テレワークの推進についてお答えをさせていただきます。本県では、昨年7月からテレワークの試行を実施をさせていただき、具体的には、櫃原総合庁舎でのサテライトオフィス、また、県のサーバーに接続可能なモバイル端末16台を整備して、それによるモバイルワークを開始しました。

サテライトオフィスの昨年度の利用実績ですけれども、7月からの開始で、延べ48回の利用がありました。実際に利用していただいた職員からアンケートを聴取したところ、出張と出張の間の時間が有効に活用できた、出張先からサテライトオフィスで勤務して、直接そのまま帰宅することができたため、通勤時間が短縮でき、その分の時間を育児等に有効に活用できたといった成果が報告をされているところです。今年度については、去る7月に、主に出先機関の職員が県庁に出張した場合を想定して、隣の県文化会館に2つ目のサテライトオフィスを設けたところで、引き続き、出先機関の職員の時間も有効に活用できるよう進めてまいりたいと思っているところです。

また、モバイルワークについては、これも昨年7月から16台で試行を開始しましたが、これも端末の利用率は7割から8割程度となっています。これも職員からアンケートを聴取しましたが、具体的には、出張先や移動時間中に出張報告書である復命書や資料を作成でき、職場に帰ってからそれをまとめる時間が減らせた、職場や外部の方との随時の連絡が可能となり、素早く情報を共有できた等の報告をいただいているところです。今年度については、来年1月になりますけれども、モバイル端末を100台導入をさせていただき、県庁全体で本格的なモバイルワークにつなげていきたいと思っています。

そのほかの取り組みとして、今年度、国が東京オリンピックに向けて7月に実施をした「テレワーク・デイズ」にあわせて、所属長向けにテレワークを含めた働き方改革の研修を開催したところです。引き続き、全庁でのテレワークを推進するという意識、風土の醸成を図っていきたいと考えているところです。以上です。

○山中委員 アンケート等の調査の中で、一番私の目についたのは、帰宅が早くなって育児に当たれたという声があったことです。まだ利用実績が48回ということですので、延べ回数としては少ないように思いますが、そういう形で定着をしていけば、まさに庁内の意識改革を進めることで、もっともっと定着するかと思えます。また、モバイルワークのほうも、現在の16台から今度100台になりますので、出張先での文書の作成などさまざまな形で使えますし、また、実際に県民の皆さんに情報を即時に提供することもできるわけで、いわゆる生産性改革といった点でも、これは十分に使っていただけるかと思えますので、ぜひとも進めていただきたいと思います。

今はもちろん県庁内だけの話ですが、そして、ここからさきの話は所管部局が変わってきますけれども、まずは県庁内でしっかりと始めていただいて、県内企業に対しても、テレワークを推進をしていかなければならないと思っています。そういう意味でも、ことしのいわゆる通常国会でもさまざまな改革がされて、まさにテレワークに向かって進化していると聞いておりますので、県庁内にとどまることなく、どんどん進めていきたいと思っております。

次の質問ですが、資料「平成29年度主要施策の成果に関する報告書」15ページ、県内の防災体制強化のための計画策定等の一環として、新たに受援マニュアルの作成に取り組まれたと聞いておりますので、この内容についてお聞きします。本県が大規模災害に見舞われた際には、多数の人的支援を受けることが予想されるため、受援マニュアルが提唱されて作成されたと伺っております。特に熊本地震が背景にあるかと思えますが、このマニュアルについて、特に県として特徴的な取り組みがあるか、また、市町村へのこのマニュアルの推進、活用についても、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 山中委員がお述べのように、熊本地震が平成28年に発生しましたが、そのときの課題として特に大きかったのが、受援体制が整備されなかったために応援職員の円滑な受け入れができず、応援側と受援側の双方ともが混乱をして、早期の復旧・復興に支障が生じた点です。そのため、県では昨年度、これらの課題を踏まえた奈良県地域防災計画の見直しとともに、県受援マニュアルを作成しました。

本マニュアルの目的としては、県内で大規模災害が発生した際に、県内外からの広域的な人的支援を必要とする場合に、多数の地方自治体からの職員応援を円滑に受け入れ、被災市町村への派遣や被災地での活動支援等、迅速かつ効率的に行うための体制及び手順を

定めるものです。本マニュアルの特徴として、他県等の応援職員の受け入れ、市町村の災害対応業務への割り振りなどについて、ワンストップ的な役割を果たす包括的な窓口として応援受援班というものを設置したことがあります。この応援受援班は、県庁内の部局横断型の体制により増強し、例えば、県外からの応援、これは全国知事会や関西広域連合を經由してきますが、それについては政策推進課が対応し、県庁職員を県内の市町村に派遣することについては人事課が対応します。また、市町村の被災状況に応じた応援職員のニーズについては市町村振興課が把握をし、それら全体を調整するのは防災統括室という形で、役割を明確にしているのが一つの特徴です。

また、大規模の災害時には、当然基礎自治体である市町村でも、しっかり受援体制ができてなければいけませんので、市町村における受援マニュアルの作成について、今年度、県は支援をしております。具体的には、モデルとなる10市町村を選定して、5月に検討会議を開催して、実際の受援班を構成する担当課や、応援職員が担当する業務の内容とボリュームについて、今、各市町村の実情に即した業務の洗い出しをしていただいているところで、実際のマニュアルづくりに役立てていただきたいと思いますと考えております。また、この10市町村以外の市町村も当然つくっていかねばいけませんので、市町村にマニュアルをつくっていただくためのガイドラインも、あわせて作成をしております。今後、全市町村での完成を目指して、県としてもしっかり支援をしていきたいと考えております。以上です。

○山中委員 まだこれからという部分だとは思いますが、県の特徴としては、部局横断型の体制づくりをやるということで、しっかりと役割分担を決めながら進んでいただけたらと思いますし、また、市町村についても、具体的にモデル市町村を指定いただいて進めていただくということですので、しっかりとやっていただきたいと思います。ガイドラインの作成は大変だと思いますけれども、実践していただく、使っていただく中で、より実践に近い形のガイドラインをつくっていただいて、ぜひとも市町村にも提供してあげていただきたい。市町村の場合は、すぐに追随できるかということ、人力的に大変で、なかなかそういう体制ができないように思いますので、人力的な配慮も十分にさせていただいて進めていただければと思いますので、要望しておきます。

次に、先ほど清水委員からも質問がありました奈良県救急医療管制支援システム、いわゆるe-MATCHについて、私も聞きたいと思います。聞く内容も清水委員と非常に近くて恐縮ですが、よろしくお願ひします。資料「平成29年度重点課題に関する評価」の

64ページによれば、119番通報から病院収容までの所要時間が近畿圏で最も長く、全国平均と比較しても約4分近く遅い状況です。重症患者の救急搬送時の受け入れ先決定までの医療機関への照会回数についても、奈良県は4回以上が6.2%であり、これも近畿他府県と比べて高い割合を占めておりますので、これも搬送時間がおくれる原因になっているのではないかと考えるわけですが、そのような中で、ご存じのようにe-MATCHが運用開始されており、その特徴を生かしながら一層の搬送時間の改善に向けた取り組みを進めていると思います。今回はその特徴の中でも、特にe-MATCHのシステム上に蓄積されたビッグデータの分析、活用について、どのように救急搬送の改善につなげていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

○向井消防救急課長 救急搬送においては、傷病者の受け入れ医療機関を迅速、的確に決定して、医療機関へ搬送することが重要と考えておりますので、平成23年1月に救急搬送の受け入れの実施基準である救急搬送ルールを策定して、平成25年4月には、このルールをもとに、ICTを活用して傷病者の症状に合った適切な医療機関を選定するe-MATCHの本格運用を開始させていただいたところです。これらのe-MATCHの取り組みや救急医療体制の充実もあり、119番通報から病院に搬送するまでの平均搬送時間は、平成28年度の43分から、速報値ですけれども、平成29年度で41.7分と1.3分短縮し、改善傾向にあるところです。

これまで、平均搬送時間や病院の照会回数、照会時間等のe-MATCHのデータを活用して、傷病、医療圏、消防本部別に分析を行い、奈良県救急搬送及び医療連携協議会等において、救急搬送ルールの見直し等の基礎資料として活用しております。しかし、救急搬送時間については、平成28年度の全国平均は39.3分ですけれども、こちらと比較して依然としてまだ長くかかっている状況にあります。これは、救急隊が傷病者の観察や処置、それから医療機関への受け入れ照会を行うために、現場に滞在する時間が他府県に比べて長いことが原因の一つとなっていると思いますが、これについては、先ほど清水委員からもご指摘があったとおりです。今、山中委員からお述べいただいたように、e-MATCHのビッグデータを用いて救急隊の現場活動や救急医療機関の受け入れ状況等の課題の抽出を行い、専門家の助言等をいただいて、活用方法等の検討を進めていきたいと考えております。今後も、e-MATCHの積極的な利活用を行い、救急搬送状況の改善を図っていきたいと考えています。以上です。

○山中委員 e-MATCHシステムの特徴として、実は、観察所見や伝達情報をリアル

タイムで転送することもできますね。こういうことで滞在時間を少しでも短縮することは、まだまだ可能な分野かと思えますので、そういうこともやっていただきたいと思えます。質問させていただいたビッグデータの活用については、私も手持ち資料としていただきましたが、すごい件数を持っている中で、改善の余地はどこにあるのかもなかなかわかりませんが、人の命を預かるという部分ですので、しっかりと進めていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

それでは最後に、奥大和の南部東部振興についてお聞きしたいと思います。きょうの読売新聞に、川上村の定住・移住促進の取り組みの内容が少し出ていたということもあって、しっかりと聞かせていただきたいと思えます。資料「平成29年度主要施策の成果に関する報告書」の24ページにあります。奥大和移住・定住促進事業の取り組みとして、奥大和移住定住交流センター「engawa」を開設して、空き家相談などの移住支援に取り組みられてきたかと思えますし、訪れてみたくなる地域づくり、住み続けられる地域づくりを戦略の大きな骨格として、移住・定住が推進されています。そこで、奥大和における定住促進のための取り組みについて、お聞かせをいただきたいと思えます。

また、定住を促進するためには、何よりも魅力ある仕事づくりが大切と考えます。具体的な雇用促進のための事業として「奥大和仕事づくり推進隊」を採用されていますが、この事業の目的と取り組み状況についてもあわせてお聞かせをいただきたいと思えますし、「奥大和アカデミー」も大変期待の持たれる取り組みかと思えますので、その事業の目的と進捗状況についてもお聞かせください。以上です。

○福野地域振興部次長（南部東部振興・移住交流担当、奥大和移住・交流推進室長事務取扱） 全体的な取り組みとしては、奈良県南部振興基本計画・東部振興基本計画において「働きやすくする」、「暮らしやすくする」、「移り住んでもらう」、「いざというときに備える」という4本柱を掲げて、もちろん南部東部振興課と奥大和移住・交流推進室だけではなく、全庁的に取り組んでいるところです。南部東部振興課及び奥大和移住・交流推進室としても、19市町村と連携、協働しながらさまざまな事業に取り組んでおります。

「働きやすくする」というテーマに関しては、奥大和地域にサテライトオフィスを誘致するプロジェクトを行ったり、今、山中委員がお述べになった「奥大和仕事づくり推進隊」という小さなビジネスを創出するような事業も応援させていただいております。また、「暮らしやすくする」ということでは、先ほどもご説明しましたが、コミュニティナース活動に取り組んでおり、「移り住んでもらう」ことに関しては、プロモーション事業や認

知事業、また今年度からは、都市部に居住しながら奥大和地域と深くかかわっていただくような関係人口の増加を目指す取り組みを行っており、その中の一つが「奥大和アカデミー」です。また、東京日本橋の奈良まほろば館の2階を関係案内所と名づけて、フリーWi-Fi（無料の公衆無線構内情報通信網）を設置し、金曜日の夜にはイベント等をずっと行っているところです。

特に「奥大和仕事づくり推進隊」に関しては、コミュニティービジネスやローカルベンチャーを生むことを目的とするもので、地域課題を解決するような事業をこちらから提案して、メンバーを公募し、「地域おこし協力隊」制度などを活用して、平成29年度には6人を採用しました。うち1人はコミュニティーナースとして山添村に入ってもらい、1人は食と農のツーリズムということで大和高原で活動され、1人はデザインで起業ということで東吉野村に入ってもらいましたが、この3人は大体半年程度働かれて、今は自立されております。現在も採用を続けている残り3人については、1人は天川村においてジビエにかかわる猟師と獣肉の処理について勉強中、1人は大和高原で伝統野菜の継承と料理について勉強中、1人は下市町で吉野杉の木工職人として活動中という状況です。

また、関係人口をつくるということから始めた「奥大和アカデミー」に関しては、都市部に居住しながら地域とのかかわりを持ってもらうということで、平成29年度は、天川村の洞川地区をテーマにして名古屋市で開催し、地域課題を学んだり、地域の人の話を聞いたり、ワークショップを名古屋市で行うとともに、現地インターンシップということで一度現地にも来ていただいた上で、参加者の方々に地域を元気にするようなプランの発表をしていただくというプログラムで実施しました。今年度も、天川村の西部地区をテーマに、プランづくり等に取り組み、インターンシップも終えて、実は、今週10月13日に名古屋市で成果発表会を実施する予定です。

今後も、奥大和地域において、若い人たちが魅力的に感じるコミュニティービジネス、ローカルベンチャーの応援などをしながら、若者の雇用創出を進めていきたいと考えております。以上です。

○山中委員 大変多岐にわたって答弁いただきまして、ありがとうございます。特に「奥大和アカデミー」は名古屋市で開催していただいて、実際に現地にも来てもらうなど、いろいろな体験を通して、魅力を知ってもらうという、都会に住みながら奥大和の魅力にすぐくふれられる部分だと思います。こうした取り組みというのは、まずは関心を持っていただき、時期が来たら住んでいただくという方向もあるでしょうし、また、その中には若

い人もおられて、ジビエや木工、就農といったさまざまなアプローチをされていることをお聞きかせいただきました。全体の中から見ますと、本当にまだまだ地道な取り組みかと思えますけれども、そうした取り組みの一つ一つが成果になっていくことが非常に大事だと思いますので、その辺をしっかりと取り組んでいただき、推進していただくようお願いをして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○松尾委員長 ほかに質疑はございませんか。これをもって歳入、総務部、南部東部振興の審査を終わります。

最後に、総括事項の確認をしたいと思います。粒谷委員より、今後の奈良県の将来の展望というお話と、清水委員より、目的を持った新しい税のあり方検討というお話がありましたが、これだけで大丈夫ですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、午後1時30分より、地域振興部及び観光局の審査を行いますので、よろしくお願いいたします。それでは、しばらく休憩いたします。